

令和7年第8回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和7年8月29日（金） 16時30分開会
17時00分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一
教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育次長 荒木 隆
学校教育課理事 鳥山勝美
教育総務課長 久原和彦
生涯学習課長 中尾盛雄
教育総務課 係長 島 美紀

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第27号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求め
ることについて

議案第28号 教育関連施設再配置・複合化方針について

6. その他

閉会

○荒木教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和7年第8回定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、金崎教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

（教育長 挨拶）

○荒木教育次長

次に、7月25日に開催いたしました教育委員会の会議録につきましてご承認をお願いいたします。

ご承認頂けますでしょうか。

はい。ありがとうございました。

令和7年第7回定例教育委員会会議録につきましては承認されました。

続きまして、次第4 報告でございます。

まずは、7月26日から本日までの教育行政報告でございます。

資料1 ページをお願いいたします。

はじめに、教育総務課です。

8月21日、九州地区市町村教育委員会研修大会が大村市で開かれ、教育長のほか、委員の皆様にもご参加頂いております。

次に、学校教育課です。

8月1日に新しいALT2名の着任式及び辞令交付式を行いました。

8月9日は、小・中学校の登校日でございました。

8月25日には、始業式が行われ、各小・中学校で2学期を迎えております。

昨年度同様、児童生徒の長期休業中に乱れた生活リズムをもとに戻し、安定した登校につなげることができるよう、午前中3時間授業として緩やかにスタートをしております。

8月28日には、あたらしい学校づくり検討委員会を開催しております。

主体的・対話的で、深い学びの実現を目指した授業改善を最優先課題として取り組む上で、週当たりの授業時数を短くすること等について、委員の皆様からご意見をちょうだいいたしました。

このことについては、さらに議論を重ねながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、生涯学習課です。

7月26日に皿山関連遺構現地説明会を開催し、町内外から60名を超える参加者があるなど、関心の高さを実感しております。

江戸時代の赤絵窯の跡と見られることから、今後詳細な調査を進めていく必要があると考えております。

8月9日、音楽を通じて平和の尊さを次世代に伝えることを目的に、26回目となる平和コンサートinながよを開催いたしました。

被爆80年の節目でもあり、町主催の平和の集いとの合同開催で、多くの皆様にご参加頂き、音楽や詩に乗せて、平和の尊さを発信できたものと思います。

8月12日、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭長与町実行委員会総会が開催されました。

会議では、主催事業として、サバカン上映会と、監督他出演者によるトークショー、そして、長与町民文化祭を実施することが、関連する収支予算とともに決定されました。

以上が教育行政報告でございます。

2点目の学校事故につきましては、報告すべき重要事項等はありません。

3点目の委任事項につきまして、2件ご報告がございます。

所管課長から報告いたします。

○金崎教育長

中尾課長。

○中尾課長

それでは、お手元に両面で、専決処分書と書いてある部分と、長与町総合運動公園プールにおける云々と書いてあるものがあるかと思います。

この件について報告をしたいと思います。

まず、総合運動公園のプールのお話です。

長与総合運動公園水泳プールにおけるレジオネラ菌の検出と令和7年度の営業終了の件についてのご報告です。

長与総合運動公園水泳プールの水質検査につきましては、開園前の令和7年7月9日に採取した検査におきまして、全ての水質検査項目で、規定数値を満たしており、遊泳用プールの衛生基準に適合していることを確認して、開園をいたしました。

加えて、水質管理のための塩素濃度は日々確認を行い、基準濃度を保っておりました。しかしながら、8月5日に採水した2度目の検査において、8月12日に検査機関からレジオネラ属菌が基準値を超えているとの報告を受けましたので、利用者安全のため、即時臨時閉園を行いました。

翌13日に、西彼保健所検査機関の立会いのもと、薬品投入のほか、施設の日常管理については問題ないことの確認はできましたが、営業を再開するには、プールの洗浄と水の入替えを実施し、再度の水質検査、こちらで合格基準を満たすことが必要であるとの助言を受けました。

その結果、この助言を満たす対応を行うとしたら、開園予定期間中の再開は時間的に困難であるため、今年度の営業を終了することに決定したものであります。

なお、この件に伴う健康被害等の報告はあっておりません。

裏面をご覧ください。

次に、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の件についてご報告い

たします。

今回の報告は、本町吉無田郷で発生した物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年6月24日に専決処分を行いましたことの報告になります。

事故の概要は、令和7年5月13日午後4時頃、移動図書館「ほほえみ号」の巡回運転業務を行っているシルバー人材センターの派遣職員が、相手方の敷地内において、方向転換を行う際に、車体左後方部分が屋根雨樋に接触し、その一部を破損させたものになります。

その後、相手方と示談交渉を進めた結果、町の過失割合を10割、賠償額、8万2,500円をお支払いし、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認して、和解することで合意を得ております。

なお、この事故後、直ちに当事者等へ注意喚起を行っております。

以上で、報告を終わります。

○荒木教育次長

以上が、次第4の報告でございます。

ここまでで、皆様からのご質問等ございませんでしょうか。

では、以上で報告を終わります。

それでは、次第5 議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第27号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについての説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第27号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

資料は3ページからになります。

長与町スポーツ推進委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和7年8月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

5ページの名簿をご覧ください。

今回は22番の方1名を追加委嘱するもので、任期は令和9年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第 27 号についての質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第 28 号 教育関連施設再配置・複合化方針についてを議題といたします。

本議案につきましては、組織内部での意思形成過程にある案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

○教育委員

はい。

○金崎教育長

ご異議がないようですので本件については秘密会として取り扱う、取り扱うことと決定いたしました。

以下、秘密会のため、議案第 28 号の審議にかかる議事録は公開いたしません。

○金崎教育長

お諮りします。

これより秘密会を解除したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより秘密会を解除します。

これで、全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○荒木教育次長

ありがとうございました。

それでは、次第 6 その他の議事につきまして、用意しているものは特段ございませんが、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは事務局の方から何かありませんか。

ないようでございますので、これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。